

報告事項 カ

鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の辞職について

鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の辞職について、教育長の臨時代理により決定しましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により次のとおり報告します。

平成29年2月15日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

区 分	氏 名	職 名 等	辞 令 日
鳥取県教育審議会委員 兼鳥取県社会教育委員 (分野：公民館職員)	徳 吉 雅 人	前倉吉市明倫公民館長	平成29年1月20日付